

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について

令和8年2月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 12規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	12規格
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	-

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 5規格

3. 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント：3月以降実施予定（30日間）
- (2) 改正：令和8年6月以降予定。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60309-1(2026)	JIS C 8285:2025	IEC 60309-1第5版(2021)	工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用イシレット	J60309-1(2019)	JIS C 8285:2018
2	J60320-1(2026)	JIS C 8283-1:2025	IEC 60320-1第4版(2021)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第1部:一般要求事項	J60320-1(2021)	JIS C 8283-1:2019+追補1(2021)
					J60320-1(H26)	JIS C 8283-1:2012
3	J60335-2-16(2026)	JIS C 9335-2-16 :2025	IEC 60335-2-16第6版(2022)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー 第2-16部:食品くずディスポーザの個別要求事項	J60335-2-16 (2024)	JIS C 9335-2-16 :2015+追補1(2023)
4	J60335-2-55(2026)	JIS C 9335-2-55 :2025	IEC 60335-2-55第4版(2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー 第2-55部:水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	J60335-2-55 (2024)	JIS C 9335-2-55:2017+追補1(2023)
5	J60335-2-59(2026)	JIS C 9335-2-59 :2025	IEC 60335-2-59第4版(2021)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー 第2-59部:電撃殺虫器の個別要求事項	J60335-2-59 (2024)	JIS C 9335-2-59:2015+追補1(2023)
6	J60670-21(2026)	JIS C 8462-21:2025	IEC 60670-21第1版(2004) +Amd.1:2016	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アケセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	J60670-21(H29)	JIS C 8462-21:2016
					J60670-1(H26)	JIS C 8462-1:2012
7	J60670-22(2026)	JIS C 8462-22:2025	IEC 60670-22第1版(2003) +Amd.1:2015	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アケセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第22部:接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	J60670-22(H29)	JIS C 8462-22:2016
					J60670-1(H26)	JIS C 8462-1:2012
8	J60974-7(2026)	JIS C 9300-7:2025	IEC 60974-7第4版(2019)	アーク溶接装置ー 第7部:トーチ	J60974-7(H29)	JIS C 9300-7:2017
9	J61386-1(2026)	JIS C 8461-1:2025	IEC 61386-1第2版(2008) +Amd.1:2017	電線管システムー 第1部:通則	J61386-1(H26)	JIS C 8461-1:2012
10	J61386-21(2026)	JIS C 8461-21:2025	IEC 61386-21第2版(2021)	電線管システムー 第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項	J61386-21(2019)	JIS C 8461-21:2019
11	J61386-22(2026)	JIS C 8461-22:2025	IEC 61386-22第2版(2021)	電線管システムー 第22部:プライアルブル電線管システムの個別要求事項	J61386-22(2019)	JIS C 8461-22:2019
12	J61386-23(2026)	JIS C 8461-23:2025	IEC 61386-23第2版(2021)	電線管システムー 第23部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項	J61386-23(2019)	JIS C 8461-23:2019

整合規格へ採用するJISの概要

1 J60309-1(2026)

- 採用するJIS: JIS C 8285:2025 工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット
- 適用範囲: この規格は、定格動作電圧が直流1000V又は500Hz以下の交流1000V以下で、定格電流が800A以下の、主として、屋内又は屋外の工業用のプラグ、固定形又は可搬形コンセント、及び機器用インレットについて規定する。
- 電気用品名: 【適用範囲に含まれる主な電気用品】差込みプラグ、コンセント、コードコネクターボディ、器具用差込みプラグ

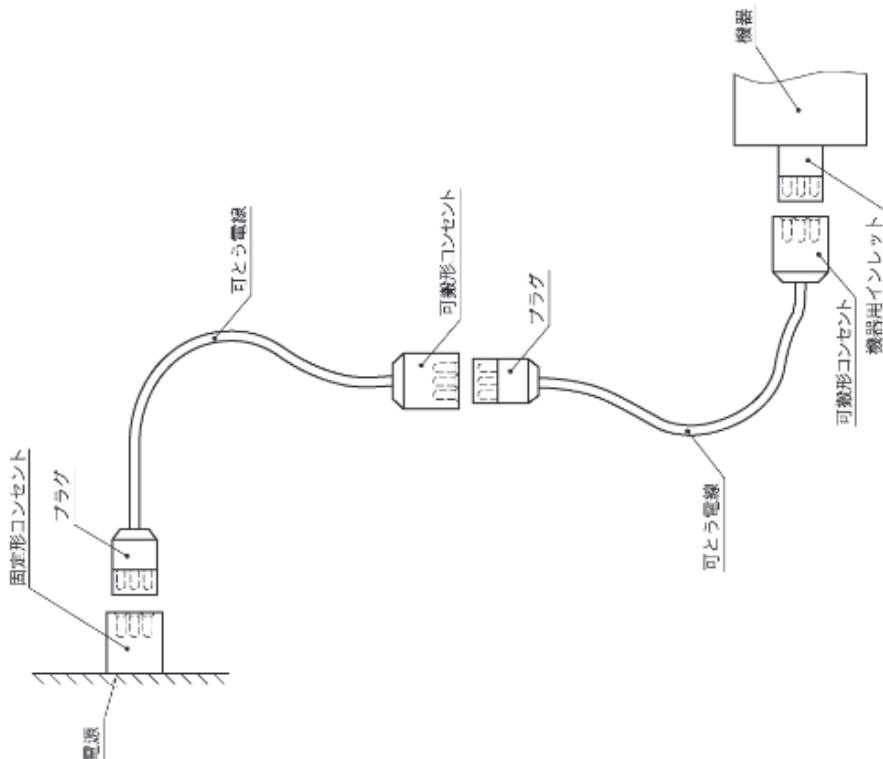


図 工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット

出典:電気用品調査委員会

・主な改正内容:

項目番号	概要
6.9	シャッタのあるアクセサリについて、区分、感電に対する保護及び機械的強度の規定を追記した。
9.4	
24.6	
7.5	中性線専用端子及び／又は接地端子を示す表示に、追加してもよい表示を規定した。
箇条30	電磁両立性において、電子回路を組み込んだアクセサリの場合、JIS C 61000-6-2(イミュニティ)及びIEC 61000-6-3(エミッション)に適合するように規定を改めた。

2 J60320-1(2026)

- 採用するJIS: JIS C 8283-1:2025 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ 第1部:一般要求事項
- 適用範囲: この規格は、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした、接地極(コンタクト又はピン)付又は接地極なしの、2極の機器用カプラ(以下、機器用カプラという。)の一般要求事項について規定する。

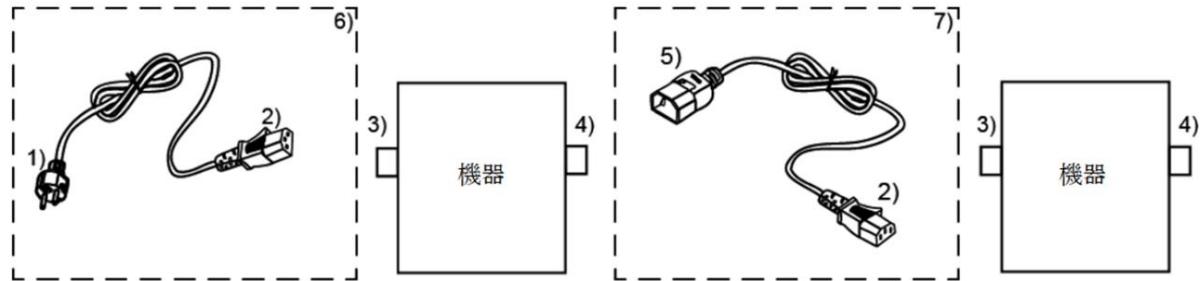
この規格は、機器又は装置（以下、機器という。）と一体化した又は機器に組み込んだ機器用インレット及び機器用アウトレットにも適用する。

この規格は、定格電圧 250 V 以下、定格電流 16 A 以下の交流電源用の機器用カプラに対して適用する。ただし、定格電圧 125 V の場合には、定格電流 20 A 以下の機器用カプラにも適用する。

- ・電気用品名 :

【適用範囲に含まれる主な電気用品】差込みプラグ、コンセント、コードコネクターボディ、器具用差込みプラグ

注釈 1 この規格では、図 1 の 2)～5)を機器用カプラとしている。



記号説明

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1) : プラグ | 5) : プラグコネクタ (3.2.1 参照) |
| 2) : コネクタ (3.1.1 参照) | 6) : コードセット (3.5 参照) |
| 3) : 機器用インレット (3.1.2 参照) | 7) : 相互接続コードセット (3.6 参照) |
| 4) : 機器用アウトレット (3.2.2 参照) | |

図 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ

出典：電気用品調査委員会

- ・主な改正内容 :

項目番号	概要
箇条 21	安全性向上のため、プラグコネクタに対する温度上昇の規定を追記した。
23.6	引張試験を、縦方向引張試験及び横方向引張試験に整理して規定した。
24.1	ボールプレッシャー試験に関する規定内容を理解しやすくするために、表現を見直した。
附属書 C	試験計画を見直し、試料グループを 12 に増やした。
附属書 E	安全性向上のため、周囲温度が 35 °C を超え 90 °C 以下の使用も意図する機器用カプラに対して、動作電流の低減等に関する追加試験及び要求事項を追加した。

3 J60335-2-16 (2026)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-16 :2025 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-16 部：食品くずディスポーザの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、バッテリ駆動機器その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が 250 V 以下の家庭用及びこれに類する食品くずディスポーザの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】ディスポーザー

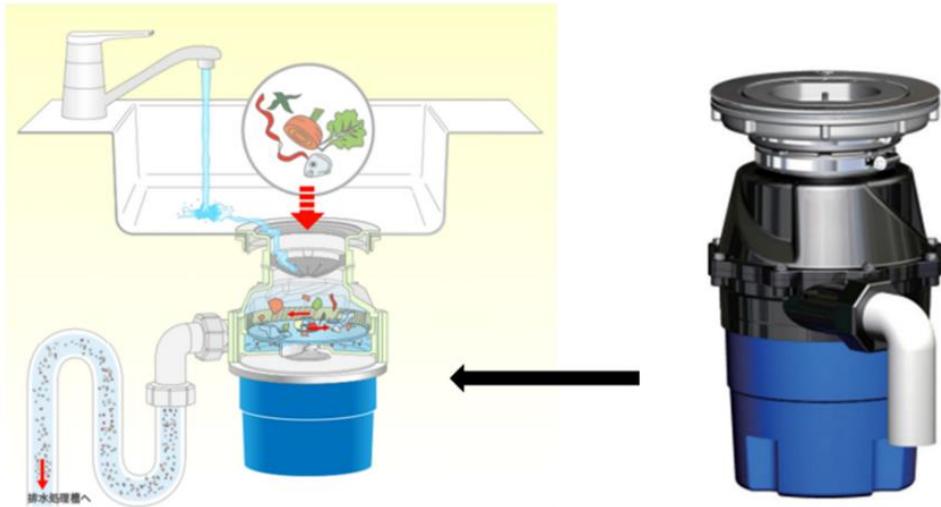


図 ディスポーザー

出典：電気用品調査委員会

・主な改正内容：

項目番号	概要
一	バッテリ駆動機器に対する規定の全面的な見直し、公衆のネットワークを介した遠隔通信に関する規定を追加するなどの改訂があつた通則(JIS C 9335-1: 2023)の規定に整合させるための改正を行つた。
11.3 11.8 図 101	通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇及びその測定用プローブを規定した。

4 J60335-2-55 (2026)

- 採用する JIS : JIS C 9335-2-55 :2025 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-55 部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項
- 適用範囲 : この規格は、バッテリ駆動機器その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が 250 V 以下の家庭用及びこれに類する、水槽用電気機器及び庭池用電気機器の安全性について規定する。
- 電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】観賞魚用ヒーター、観賞魚用電気気泡発生器

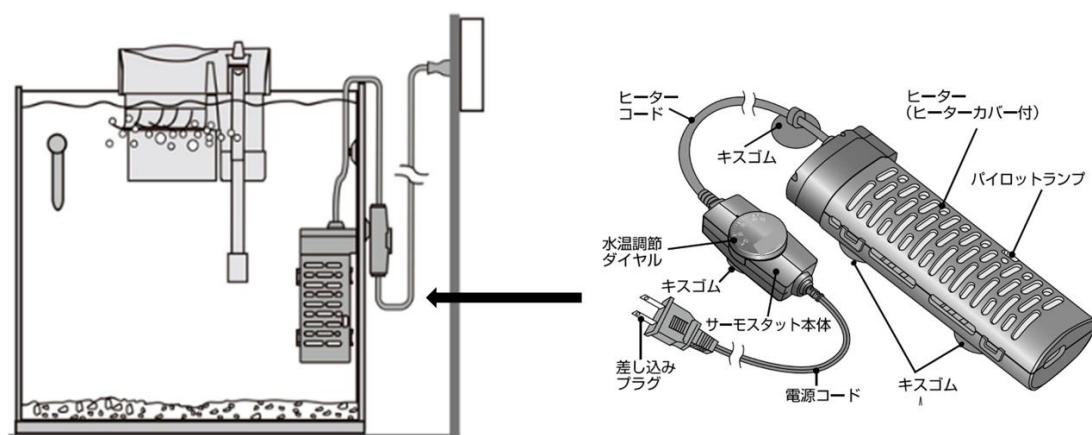


図1 観賞魚用ヒーター

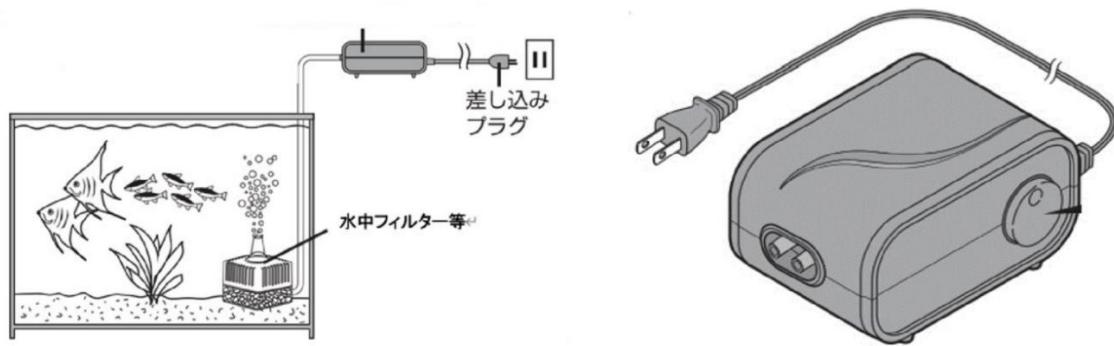


図2 観賞魚用電気気泡発生器

出典：電気用品調査委員会

・主な改正内容：

項目番号	概要
—	バッテリ駆動機器に対する規定の全面的な見直し、公衆のネットワークを介した遠隔通信に関する規定を追加するなどの改訂があった通則(JIS C 9335-1: 2023)の規定に整合させるための改正を行った。
7.1	最大動作深度の図記号の更新及び関連する取扱説明書への表示規定の追加を行った。
7.6	
7.12	
11.3	通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇及びその測定用プローブを規定した。
11.8	
図 101	

5 J60335-2-59 (2026)

- 採用する JIS : JIS C 9335-2-59 :2025 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-59 部：電撃殺虫器の個別要求事項
- 適用範囲 : この規格は、バッテリ駆動機器その他の直流駆動機器を含め、定格電圧が 250 V 以下の、家庭用及びこれに類する電撃殺虫器の安全性について規定する。
- 電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】電撃殺虫器

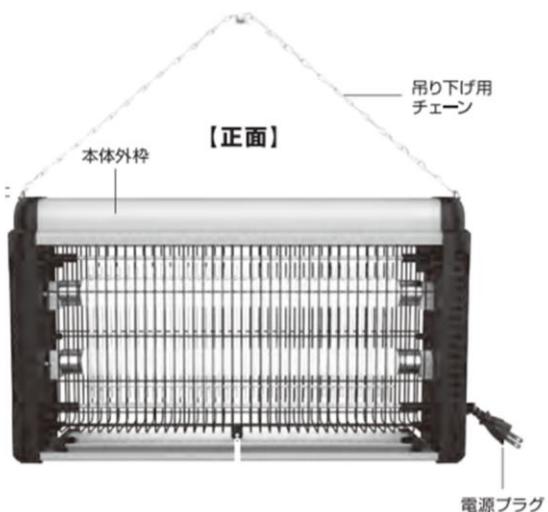


図 電撃殺虫器

出典：電気用品調査委員会

・主な改正内容 :

項目番号	概要
一	バッテリ駆動機器に対する規定の全面的な見直し、公衆のネットワークを介した遠隔通信に関する規定を追加するなどの改訂があつた通則(JIS C 9335-1: 2023)の規定に整合させるための改正を行つた。。
11.3 11.8 図 101	通常動作状態の下での外部可触表面の最大温度上昇及びその測定用プローブを規定した。

6 J60670-21 (2026)

- 採用する JIS : JIS C 8462-21:2025 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 21 部 : 懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項
- 適用範囲 : この規格は、屋内又は屋外の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流 1000 V 以下及び直流 1500 V 以下の懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに適用する。
- 電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】金属製のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、合成樹脂製等のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製の附属品

・主な改正内容 :

項目番号	概要
一	引用規格を、最新の JIS C 8462-1:2021 に改めた。
箇条 13	題名を「劣化防止、固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護」から「耐劣化性並びに固体物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護」に変更した。

7 J60670-22 (2026)

- 採用する JIS : JIS C 8462-22:2025 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 22 部 : 接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項
- 適用範囲 : この規格は、屋内又は屋外の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流 1000 V 以下及び直流 1500 V 以下のジャンクション及び／又はタッピングの接続ボックスに適用する。
- 電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】合成樹脂製等のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製の附属品、ジョイントボックス

・主な改正内容 :

項目番号	概要
一	引用規格を最新の JIS C 8462-1:2021 に改めた。
箇条 13	題名を「劣化防止、固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護」から「耐劣化性並びに固体物の侵入及び水の有害な浸入に対する保護」に変更した。

8 J60974-7 (2026)

- 採用する JIS : JIS C 9300-7:2025 アーク溶接装置－第 7 部 : トーチ
- 適用範囲 : この規格は、アーク溶接及び類似の関連プロセスのために用いるトーチの、構造要求事項及び安全要求事項について規定する。この規格は、手動用トーチ、自動機用トーチ、空冷トーチ、水冷トーチ、モータ装備トーチ、スプールオントーチ及びヒューム吸引トーチに適用する。この規格におけるトーチは、トーチボディ、ケーブルホースアセンブリ及びその他の構成部品からなる。この規格は、アーク溶接電源と補助装置とを接続するケーブルホースアセンブリにも適用する。
- 電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】アーク溶接機

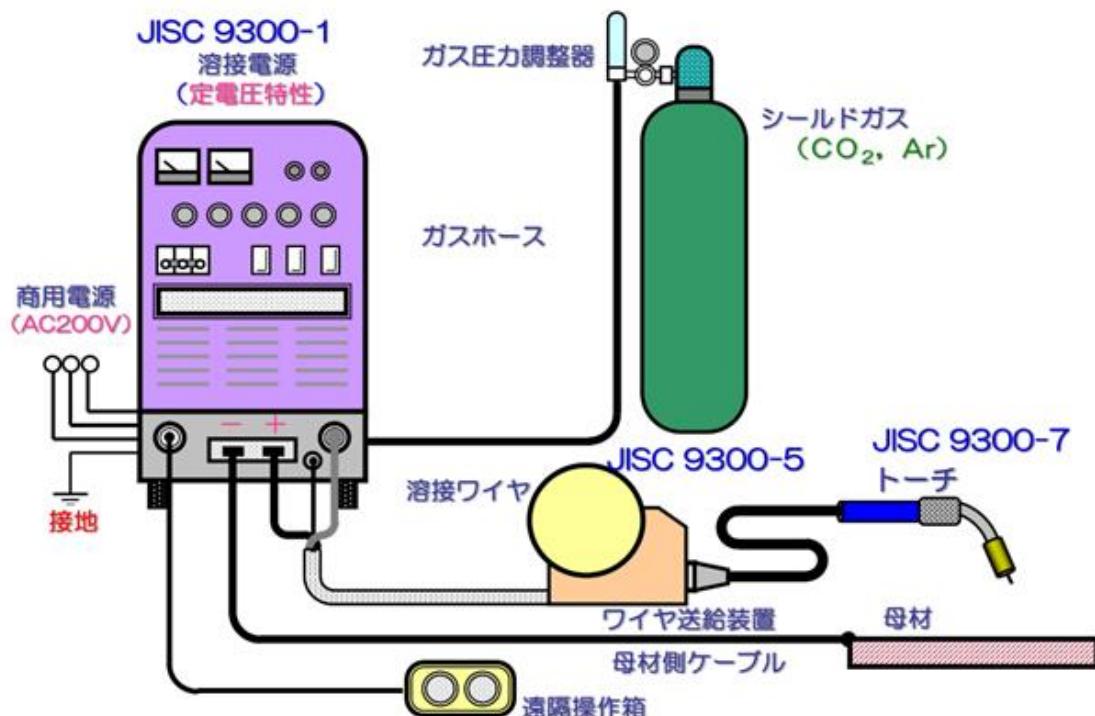


図 アーク溶接機(マグ溶接機・ミグ溶接機の構成(専門家用))

出典:電気用品調査委員会

・主な改正内容 :

項目番号	概要
6.2	形式検査にアーク起動及びアーク安定化電圧を印加するトーチへの要求事項を追加した。
箇条 10	ハンドル及びケーブルホースアセンブリが高温物体と接触した場合に発生する煙及び溶出物が人体に有害でないことを確保するため、“発生した煙及び溶出したものは、人体に有害であってはならない。”を追加した。
箇条 13	ヒューム吸引トーチの情報を明確にするために、“ISO 21904-3:2018 による捕集効率”を取扱説明書に追加した。

9 J61386-1 (2026)

・採用する JIS :

JIS C 8461-1:2025 電線管システム—第1部：通則

・適用範囲 :

この規格は、交流 1000 V 以下及び／又は直流 1500 V 以下の電気設備又は通信設備で使用する絶縁電線及び／又はケーブルを保護及び管理する、電線管及び電線管附属品を含む、電線管システムの要求事項及び試験について規定する。この規格は、電線管の端部にねじ付き及びねじなしの構造をもち、金属製、非金属製及び複合材料製の電線管システムに適用する。

・電気用品名 :

【適用範囲に含まれる主な電気用品】個別規格との組み合わせによる。

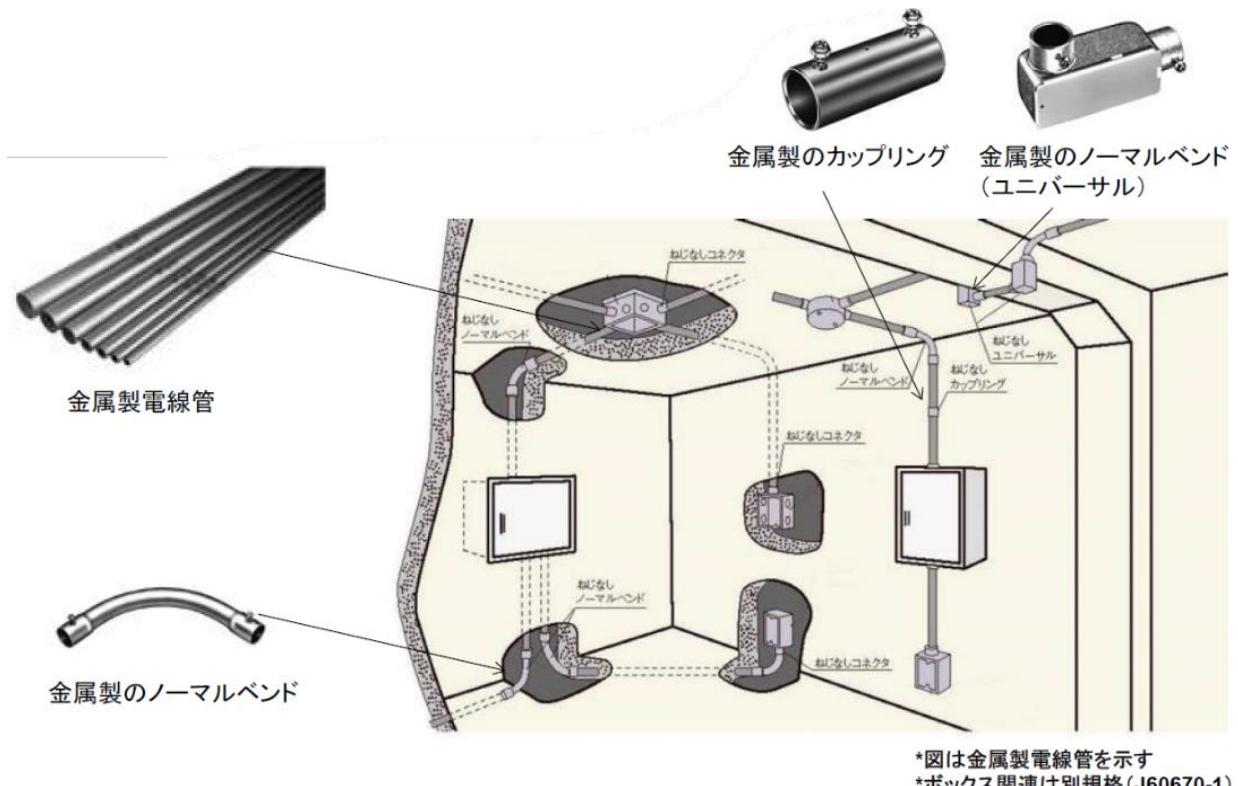


図 金属製電線管の場合

出典：電気用品調査委員会

・主な改正内容：

項目番号	概要
3.15	ねじ付き電線管及び電線管附属品、並びにねじなし電線管及び電線管附属品の用語及び定義について、JIS C 8305 に規定する電線管の種類で既にねじなし電線管の用語を使用しており、混同を避けるため、ねじ接続電線管及び電線管附属品、並びにねじなし接続電線管及び電線管附属品に変更した。
3.16	ねじなしノーマルベンド
7.1.1	対応国際規格に合わせて、電線管本体に電線管システムの分類コード 4 枠の表示を追加した。
7.1.1.1	対応国際規格に合わせて、自己復帰形電線管には、電線管本体、最小こん(梱)包単位又は製造業者の文書に分類コード 5 枠の表示を追加した。
14.2.2.2 d)	表面処理がめっき又は塗装以外の耐食性試験の規定がなかったため、”電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について”別表第二に合わせて塩水噴霧試験を追加した。

10 J61386-21 (2026)

- 採用する JIS : JIS C 8461-21:2025 電線管システム－第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項
- 適用範囲 : この規格は、JIS C 8461-1:2025 に規定する電線管システムのうち、剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項について規定する。
- 電気用品名 : 【適用範囲に含まれる主な電気用品】金属製の電線管、金属製のカップリング、金属製のノーマルベンド、金属製のエルボー、金属製のキャップ、金属製のコネクター、金属製のブッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、合成樹脂製電線管、合成樹脂製等のカップリング、合成樹脂製等のノーマルベンド、合成樹脂製等のエルボー、合成樹脂製等のコネクター、合成樹脂製等のブッシング、合成樹脂製等のキャップ、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品



図1 金属製の電線管



図2 金属製のカップリング



図3 金属製のノーマルレンド
出典:電気用品調査委員会

・主な改正内容 :

項目番号	概要
一	電線管システム全般に使用する共通事項等を、JIS C 8461-1に移動した。
8.1	寸法の適否判定に、在来工事で使用しているJIS C 8305を追加した。
10.4.102.1	非金属製の電線管の曲げ試験の試料長さが約500mmであったが、対応国際規格と整合を取り(500±10mm)に変更した。
10.4.102.3	恒温槽から取り出して試験開始まで10秒以内であったが、対応国際規格と整合を取り(12±2秒)に変更した。

11 J61386-22(2026)

- 採用するJIS: JIS C 8461-22:2025 電線管システム—第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項
- 適用範囲: この規格は、JIS C 8461-1:2025に規定する電線管システムのうち、プライアブル電線管システムの個別要求事項について規定する。
- 電気用品名: 【適用範囲に含まれる主な電気用品】一種金属製可撓電線管、二種金属製可撓電線管、金属製のカップリング、金属製のキャップ、金属製のコネクター、金属製のブッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、合成樹脂製可撓電線管、CD管、合成樹脂製等のカップリング、合成樹脂製等のコネクター、合成樹脂製等のブッシング、合成樹脂製等のキャップ、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品

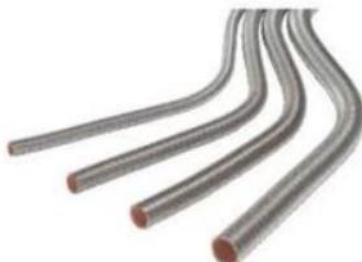


図1 二種金属製可撓電線管



図2 CD管

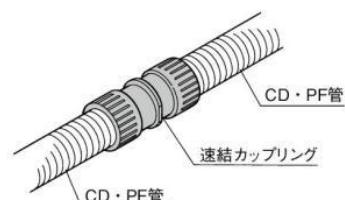


図3 合成樹脂製等のカップリング

出典:電気用品調査委員会

・主な改正内容 :

項目番号	概要
一	電線管システム全般に使用する共通事項等を、JIS C 8461-1に移動した。
8.1	寸法の適否判定に、従来工事で使用しているJIS C 8305を追加した。
10.2.4 附属書AA	圧縮試験方法の荷重のかけ方、及び増分の方法を明確化した。

12 J61386-23(2026)

- 採用するJIS: JIS C 8461-23:2025 電線管システム—第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

- ・適用範囲： この規格は、JIS C 8461-1:2025 に規定する電線管システムのうち、フレキシブル電線管システムの個別要求事項について規定する。
- ・電気用品名： 【適用範囲に含まれる主な電気用品】その他の金属製可撓電線管、金属製のカップリング、金属製のキャップ、金属製のコネクター、金属製のブッシング、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品



図 その他の金属製可撓電線管(フレキシブル電線管)

出典:電気用品調査委員会

- ・主な改正内容：

項目番号	概要
一	電線管システム全般に使用する共通事項等を、JIS C 8461-1 に移動した。
8.1	電線管の寸法規定を、在来工事と在来工事以外とに分けて規定した。
10.2.4 附属書 AA	圧縮試験方法の荷重のかけ方、及び増分の方法を明確化した。
10.5.105	フレキシング試験の適否判定が、旧規格では目視だけであったが、図 102 に規定するゲージを通して判定することの要求事項を追加した。